

三条商工会議所
単独・グループ出展支援事業 <2次公募>
要綱（2026年版）

目 的

展示会出展意欲のある事業者で、展示会・見本市における費用の一部を支援することと、参加事業者の販路拡大および新たな市場開拓に繋げることを目的とする。

内 容

<1. 支援対象>

本事業は、以下の「単独出展」または「グループ出展」のいずれかの要件を満たし、注意事項も含め遵守できる事業者に対して補助金を交付するものとする。

（1）単独出展要件：

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①三条商工会議所会員であり、申請時に会費が完納されていること。②出展小間内に<u>社名板掲示または小間装飾により「社名」を明記すること。</u> |
|---|

（2）グループ出展構成要件：

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①グループを構成する全事業者が三条商工会議所会員であり、申請時に会費が完納されていること。②国内展示会場において、<u>共同出展社の出展ブースが隣接することが可能な事業者</u>あるいは、申請代表者が一括で確保した小間の中にグループ構成事業者が全て出展するグループであること。③出展小間内に<u>全出展社の社名板掲示または小間装飾によって社名を明記すること。</u> |
|---|

<対象外となるもの>

- ・本補助金の利用回数は、単独・グループ出展の形態を問わず、2026年度より1事業者につき累計3回を限度とする。（本補助金を受けられる回数は1事業者あたり1事業年度につき1回を限度とし申請代表者、構成事業者いずれも通じて1回です。）
- ・当所が事務を受託している団体が行う事業は本事業の対象外とする。
- ・当所並びに他機関及び他団体の共同小間として出展する場合は対象外とする。

<注意事項>

- ・三条商工会議所への新規入会者は、会費を完納することと1年以上の継続入会を誓約する誓約書（様式グ支ー7）を提出すること。
- ・当事業は、他の公的補助金との併用は不可とする。

＜ 2. 補助対象期間・条件＞

対象展示会	国内で開催される展示会・見本市。
開催期間	2026 年 8 月 1 日(水)から 2027 年 2 月 28 日(日)の間に開催。
支払完了期限	2027 年 3 月 4 日(木)17:30 までに、出展料等の支払いおよび当所への実績報告書類の提出が完了していること。

※海外開催およびオンラインのみの展示会は対象外。

※特定企業、取引先企業等のイベント（周年事業等）への出展は対象外。

＜ 3. 補助対象経費＞

本事業の補助対象となる経費は以下の通りとする。このうち、小間料を含んで申請することを必須とする。

補助対象経費	内容
小間料	出展にかかる基礎小間料。
装飾費	小間内の装飾施工費、備品レンタル費、社名板作成費 等。
旅費交通費	出展担当者の移動交通費、宿泊費 ※上限 1 名 1 泊 18,000 円(税込)。
広告費	展示会ガイドブックへの掲載料、案内チラシ作成費用 等。
運送・搬入費	展示会に係る展示物の運送、搬入費用。

＜ 4. 補助率・補助上限額＞

補助上限額は、本事業の利用回数に応じて以下の通り設定する。

※本事業は、予算額の範囲内において補助金を交付するものとし、予算額に達し次第、募集を終了とさせていただきます。

※補助金額の算出は、消費税を除く額で端数が出る場合は千円未満の位を切り捨てる。

(1) 単独出展の場合

利用回数	補助上限額	補助率
1 回目	20 万円	2/3
2 回目	15 万円	
3 回目	10 万円	

(2) グループ出展の場合

利用回数	補助上限額	補助率
1 回目	70 万円	2/3
2 回目	50 万円	
3 回目	30 万円	

グループでの申請における「利用回数」の判定は、以下の通りとします。

- ①過去に本事業を利用したことのあるグループが、構成事業者を組み換えて申請する場合、利用実績はリセットされません。
- ②グループを構成する各事業者の過去の利用実績を確認し、その中で最も利用回数の多い事業者の回数を基準として、補助上限額を決定いたします。

< 5. 申請・補助金交付に必要な書類 >

□ 申請・補助金交付に必要な書類 … 2026 年 9 月 16 日(水) 13 : 00 までに提出

①	出展支援補助金交付申請書 … 様式－ 1 (代表企業が作成)
②	展示会出展申込書 ※ (展示会主催者発行のもので出展小間料の記載があるもの)
③	補助対象経費の見積もり
④	出展支援補助金振込先口座記入書 … 様式－ 2

※申請時に申込書が無い場合は、展示会の要綱など小間料の金額が掲載されている箇所のコピーを提出する (展示会申込完了した後、申込書を当所へ提出)。

□ 補助金受取に必要な書類 … 出展後 2 週間以内に提出
(但し、最終提出期限は 2027 年 3 月 4 日(木) まで)

①	出展支援補助金 精算払請求書 … 様式－ 3 ※
②	出展支援補助金展示会出展完了報告書 … 様式－ 4 ※
③	出展の様子が分かるブース全体の写真
④	出展する全社の社名が確認できる写真 または出展する全社の社名が確認できる会場のマップ・案内図等
⑤	展示会主催者から発行された小間料金請求書のコピー
⑥	必要経費の領収書(宛名の会社名が記載)、または振り込み記録等のコピー

※グループ出展の場合は代表企業が作成。

< 6. 補助金の申請・交付決定・支払について >

【申請方法と期限】

提出期限 : 2026 年 9 月 16 日(水) 13 : 00 必着

※期限内であっても予算額に達し次第、募集を終了とさせていただきます。

提出方法 : 事務局への直接持参、またはメール添付により受付。

正式受理 : 事務局にて書類を確認し、不備がなければ正式受領とする。

【審査結果の通知】

申請結果について、2026 年 9 月 30 日(水) までに書面またはメールにて通知する。

【補助金の支払いと時期】

支払時期 : 補助金の支払いは、原則として展示会出展後とする。

※グループ出展の場合、原則グループ代表企業に振り込む。

振 込 日 : 必要書類を不備なく提出した月の翌月 20 日に振り込み。

※振込日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日とする。

【書類提出期限】

展示会小間料金の支払い、必要書類の提出は、2027 年 3 月 4 日(木) 17 : 30 まで完了し、この期限までに完了しない場合は、交付決定を取り消す場合があります。

※当所からの最終振込は 2027 年 3 月 22 日(月)

＜ 7. 補助金交付決定後の事業の変更・中止について＞

- ・ 本事業の交付決定を受けた事業で出展する出展小間数の変更、出展事業者を変更する場合は、変更決定後速やかに下記の書類を三条商工会議所へ提出し承認を受けること。
- ・ グループ出展支援補助金 内容変更承認申請書…様式グ支－5
なお、変更によって補助対象経費が減額になる場合は補助金を減額して交付する。また、変更によって補助対象経費が増額になる場合でも補助金額は当初交付決定した金額から増額はしない。
- ・ 本事業の交付決定を受けた事業で事業中止する場合は、中止決定後速やかに下記の書類を三条商工会議所へ提出し承認を受けること。
- ・ グループ出展支援補助金 事業中止承認申請書…様式グ支－6

＜ 8. 上記以外の注意事項＞

- ・ 交付決定時点で展示会会期が終了し、出展完了している場合は、交付申請および出展完了報告書等の必要書類を提出することで、補助を受ける権利を獲得するものとし、提出出来ない場合は交付決定を取り消します。
- ・ 本事業の活用にあたり、領収書の偽造、金額の改ざんなどの不正行為が発覚した場合は、本事業の対象を取り消し、補助金の返金、本事業の利用の停止を行う。
- ・ 出展社の責任の有無に関わらず、展示会の出展が困難あるいは展示会が中止になることで補助対象事業が遂行できない場合については、交付決定されていた補助金について、交付取り消しとする。
- ・ 事務局との連絡、書類の提出は、原則代表企業が取りまとめ連絡することとする。
- ・ 本要綱に定めのない事項や事象が生じた場合、補助対象事業者は速やかに三条商工会議所に報告するとともに、必要に応じて協議をしながら、三条商工会議所の判断を仰ぐものとする。

＜ 8. 問い合わせ・提出先＞

三条商工会議所 企業支援課 齋藤、蒲澤、五十嵐

TEL : 0256-32-1311 FAX : 0256-32-1310

E-mail (提出先) : hanro@sanjo-cci.or.jp